

懲戒処分以外の処分実施状況

(令和8年4月)

〔知事部局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R8.3.26	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 係長級職員	通勤のため、自家用車で国道196号を走行中、前方の相手方が左折時に横断歩道前で停止していることに気づかず、相手方車両に追突した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)
2	R8.3.26	口頭訓告	南予地方局 一般職員	自家用車で大洲市東大洲を走行中、前方の相手方が横断歩道前で急停車し、ブレーキをかけたが間に合わず、相手方車両に追突した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)
3	R8.3.27	文書訓告	観光スポーツ文化部 係長級職員	自家用車で島根県雲南市(中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジ付近)を走行中、制限速度70km/hの区間を、110km/hで走行し、40km/hの速度超過で取締りを受けた。